

PMOあしや規約

平成18年5月21日改正

第1条（名称、事務局）

この会は「PMOあしや（Park Management Organization）－公園を育てる市民の会」と称する。（以下「会」という）

2 事務局は、芦屋市総合公園内に置く。

第2条（目的）

この会は、市民が主体となって芦屋市総合公園（以下「公園」という。）の維持、管理、運営、活動を行い、公園の利活用をとおして、芦屋らしいまちづくりを市と協働してすすめることを目的とする。

第3条（事業）

この目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 公園の花や緑の手入れや清掃など、維持管理に関する活動
- (2) 公園のイベントや企画・調整など利活用に関する活動
- (3) 公園を活用する市民活動の支援に関する活動
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な活動

第4条（組織）

この会の目的を達成するために総会、役員会、部会、事務局を置く。

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 役員会は、役員及び部長をもって構成する。
- (3) 部会は、部長と会員によって構成する。
- (4) 事務局は、事務局長及び会員で構成する。

第5条（会員の種類）

この会は、以下の会員によって構成する。

- (1) 正会員:会の主旨に賛同するとともに、他の会員と協調し、責任を持って活動する個人とする。
- (2) 団体会員:会の主旨に賛同するとともに、会と協調し、責任を持って活動する団体とする。
- (3) 賛助会員:会の主旨に賛同し活動への参加は自由とするが、会費を納入する個人または団体とする。

2 会員の議決権

- (1) 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。
- (2) 団体会員は2名を限度として総会に出席し、議決権を行使することができる。
- (3) 賛助会員及び特別会員は総会に出席できるが、議決権を行使することはできない。

3 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第6条（入会）

- (1) 会員になろうとするものは、本規約に同意の上、書面をもって入会の申請を行う。
- (2) 役員会はその諾否を審査し、承認後会費の振込用紙を送付する。
- (3) 入金確認後、会員名簿への記載を行う。

第7条（退会）

- (1) 会員または、書面をもって退会の申請をし、任意に退会することができる。
- (2) 申請後役員会に報告し、名簿から削除する。

2 会員が次の各号に該当する場合には、役員会の決議により、これを退会させることができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の納入が履行されなかったとき。（1ヶ月後に通知、3ヶ月後に自動的に退会）

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 (1名)
- (2) 副代表 (2名)
- (3) 会計 (1名)
- (4) 理事 (1名)
- (5) 監事 (2名)
- (6) 事務局長 (1名)

2 役員任期および選出

- (1) 役員任期は、2年とする。
- (2) 役員再任は、さまたげない。
- (3) 役員選出は、総会において自薦・他薦候補について会員の投票によって行う。
- (4) 役員信任は、有効投票の3分の2以上を必要とする。

3 役職は、役員会において役員互選によって決定する

4 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、引き続きその業務を遂行しなければならない。

第9条（役員任務）

役員任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、会を代表し、総会及び役員会の会務を統轄する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し代表に事故ある時はその任務を代理する。
- (3) 会計は、予算にもとづき本会の一切の会計事務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会務及び会計を監査し総会に報告する。
- (5) 事務局長は事務局の任務遂行や部会の補佐を行う。

第10条（総会）

通常総会は、代表が召集し、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、代表が必要と認めた場合に開催する。
- 3 総会の定足数は、委任状を含む構成員の2分の1以上とする。
- 4 総会の議決は、出席者の2分の1以上とする。

第11条（役員会）

役員会は、代表が召集する。

- 2 代表が必要と認めた場合は、会員以外の者の出席を求めることができる。

第12条（会計）

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（規約の改正）

この規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

付則

この規約は平成15年9月6日から施行する。